

家事調停のしおり

(特殊調停)
金沢家庭裁判所

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦，親子，親族などの間のもめ事について，裁判官と調停委員が間に入り，非公開の場で，それぞれから言い分をよく聴きながら，話し合いによって適切で受当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判（訴訟）とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で，おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は，調停委員が中立の立場で，それぞれから話をうかがいます。原則として，申立人と相手方の話は別々にうかがい，一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが，調停の成立時や期日の終了時等，必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので，調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果，話がまとまり，当事者が合意した内容について裁判所が正当と認めた場合は，調停の成立に代えて，合意に相当する審判を行います。審判が確定した場合，審判の内容は判決と同じ効力を持ちます。なお，親子関係不存在，認知，嫡出否認の申立てについては，DNA鑑定が必要となる場合があります。
- * 話がまとまらない場合は調停不成立となり，手続は終了します。

(お願い)

- * 調停を続けるときは，次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので，1回の調停を有効に使っていただき，**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また，調停当日には，1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は，電話ではなく，**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**
- * 書面を提出するときは，**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は，**反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。**そのため書面の中に反対当事者（あなたが申立人なら相手方，あなたが相手方なら申立人）に知られたくない部分（例えば給料明細書の勤務先など）がある場合の取扱いは，**「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」に書かれていますので，これをお読みください。**
- * **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは，調停の間，お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。
- * 調停においては**録音が禁止**されていますので，録音機の持ち込みはご遠慮ください。

法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川 050-3383-5477 金沢市橋場町1 8
(資力の乏しい方については，一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や，弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時
- 2 法テラスコールセンター 0570-078374
(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っていきます。) 受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時